

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 37 号

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 3 項を次のように改める。

4 3 新潟都市計画島見研究学園都市地区地区計画区域内においては、建築物は、次の各号の定めるところにより建築してはならない。

（1） 新潟都市計画島見研究学園都市地区地区計画の計画図に表示する A 地区（以下「島見研究学園都市 A 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 1 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

（2） 新潟都市計画島見研究学園都市地区地区計画の計画図に表示する B 地区（以下「島見研究学園都市 B 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 2 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

（3） 新潟都市計画島見研究学園都市地区地区計画の計画図に表示する C 地区（以下「島見研究学園都市 C 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 3 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

別表第 1 島見町地区地区計画の項を次のように改める。

島見研究学園都市地区地区計画	新潟都市計画島見研究学園都市地区地区計画の区域において地区整備計画が定められている区域
----------------	---

別表第 2 島見町地区地区計画区域の項を次のように改める。

島 見 研 究 学 園 都 市 地 区 地 区 計 画 区 域	1 島見研究学園都市A地区内に建築することが できる建築物 (1) 学校 (2) 保育所 (3) 法別表第2(い)項第3号及び第 8号に掲げるもの (4) 建築してはならない建築物のうち 、次に掲げる建築物以外の建築物で、市 長がこの地区計画の整備、開発及び保全 の方針の実現に資すると認めたもの ア 法別表第2(い)項第5号、第7号 及び第9号に掲げるもの イ 法別表第2(に)項第3号から第5 号までに掲げるもの ウ 法別表第2(ほ)項第2号及び第3 号に掲げるもの エ 法別表第2(へ)項第3号及び第5 号に掲げるもの オ 法別表第2(り)項第2号及び第3 号に掲げるもの カ 法別表第2(か)項に掲げるもの キ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの ク 兼用住宅及び併用住宅 ケ 事務所 コ 店舗又は飲食店で、その床面積の合								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

計が500平方メートルを超えるもの

サ 建築物に附属しない倉庫

シ 畜舎

ス 工場

(5) 前各号の建築物に附属するもの

2 島見研究学園都市B地区内に建築することができる建築物

(1) 学校

(2) 保育所

(3) 法別表第2(イ)項第3号及び第8号に掲げるもの

(4) 建築してはならない建築物のうち、次に掲げる建築物以外の建築物で、市長がこの地区計画の整備、開発及び保全の方針の実現に資すると認めたもの

ア 法別表第2(イ)項第5号、第7号及び第9号に掲げるもの

イ 法別表第2(ニ)項第3号から第5号までに掲げるもの

ウ 法別表第2(ホ)項第2号及び第3号に掲げるもの

エ 法別表第2(ヘ)項第3号に掲げるもの

オ 法別表第2(リ)項第2号及び第3号に掲げるもの

カ 法別表第2（か）項に掲げるもの

キ 兼用住宅及び併用住宅

ク 店舗又は飲食店で、その床面積の合計が500平方メートルを超えるもの

ケ 畜舎

コ 自動車修理工場

（5） 前各号の建築物に附属するもの

3 島見研究学園都市C地区内に建築することが出来る建築物

（1） 法別表第2（い）項第8号に掲げるもの

（2） 建築してはならない建築物のうち、次に掲げる建築物以外の建築物で、市長がこの地区計画の整備、開発及び保全の方針の実現に資すると認めたもの

ア 法別表第2（い）項第1号から第7号まで及び第9号に掲げるもの

イ 法別表第2（は）項第2号から第4号までに掲げるもの

ウ 法別表第2（に）項第4号及び第5号に掲げるもの

エ 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号（床面積10,000平方メートルを超えるものに限る。）に掲げるもの

オ 法別表第2（へ）項第3号及び第5

号に掲げるもの							
カ 法別表第2（と）項第3号に掲げるもの							
キ 法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるもの							
ク 法別表第2（ぬ）項第3号に掲げるもの							
ケ 法別表第2（か）項に掲げるもの							
コ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの							
サ 店舗又は飲食店で、その床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの							
シ 建築物に附属しない倉庫							
ス 畜舎							
セ 自動車修理工場							
(3) 前各号の建築物に附属するもの							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。